

農福連携・GAP認証農産物等の価値向上・販路拡大支援事業業務委託仕様書

1 目的

東京オリ・パラの食材調達基準では、GAP認証を受けて生産された農産物を調達しなければならないとされ、さらに、農福連携により生産された農産物を推奨するとされた。このため、県ではGAP認証の取得拡大に重点的に取り組み、県内のGAP認証取得件数は平成30年度末63件と着実に増加してきている。このうち、4件は農福連携及びGAPに取り組む障がい者就労施設等（以下、福祉事業所）であり、今後取得をめざして取り組む福祉事業所も出てきている。

一方、農福連携に取り組む福祉事業者においては、①売れる農産物ではなく、生産しやすいものを中心に生産している。②決まった販売先が少なく、販売価格が安定していない。③農福連携等を活かしたブランド化が図れていない。などの課題から、安定した農業収益があげられていない事例が多い。

そこで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、GAP認証や認証取得をめざす福祉事業所が生産した農産物（以下、ノウフクGAP農産物）等のブランド価値を高め、福祉事業所の農業収益とその利用者の工賃の向上を図るために、首都圏等の飲食店におけるノウフクGAP農産物等のフェアやマルシェの開催などにより、食品関連事業者や消費者に対するノウフクGAP農産物等の認知度向上とともに、その価値向上及び販路拡大を支援する。

2 業務内容

(1) 事業打合せ会の開催

事業内容の検討、事業進捗の共有、関係機関での情報交換等を行うため、打合せ会を開催（県内で1回以上）すること。

※委託料には、打ち合わせ会の開催（人件費、旅費等）に係る一切の業務（費用）を含む。

(2) GAPに取り組む福祉事業所と東京オリ・パラ関連企業や首都圏等のホテル・レストラン等とのマッチング

- ・ 県が紹介する県内のノウフクGAP農産物等を使用した三重県フェア開催やメニュー化に向けて、東京オリ・パラのケータリング事業者や首都圏等のホテル・レストラン・社員食堂等（5社以上）とのマッチングを行うこと。

※委託料には、マッチング、サンプル食材の調達等（人件費、旅費、消耗品（サンプル食材）費、送料等）に係る一切の業務（費用）を含む。

(3) 首都圏等のホテル・レストラン等におけるノウフクGAP農産物等を活用した三重県フェアの開催

- ・ (2) でマッチングを行った飲食店等において、県が紹介するノウフクGAP農産物等を使用した三重県フェアを開催すること。（開催期間：食材の調達可能時期に合わせて別途協議によって決定する。開催件数：5件以上（新規に三重県フェアを

開催する店舗を3件以上含むこと))

- ・農福連携やGAPの取組、使用したノウフクGAP農産物等やその生産者である福祉事業所について、ポスターやメニュー表等で紹介すること。
- ・フェアを開催した飲食店等に対して、使用したノウフクGAP農産物等の使用性や嗜好性等の評価を調査すること。

※委託料には、三重県フェアの開催調整、ポスターやメニュー表作成支援、評価調査等（人件費、評価調査に係る報償費、旅費、印刷費等）に係る一切の業務（費用）を含む。

(4) 首都圏等におけるマルシェの開催

- ・県が紹介する県内のノウフクGAP農産物等のマルシェを開催する。（3回以上）
- ・農福連携やGAPの取組、使用したノウフクGAP農産物等やその生産者である福祉事業所について、ポップやポスター等で紹介すること。
- ・マルシェに訪れた消費者に対して、ノウフクGAP農産物等やその加工品の販売価格、パッケージ、品質等の評価を調査すること。

※委託料には、マルシェ開催、ポップ・ポスター等作成、評価調査、販売農産物・加工品調達等（人件費、旅費、消耗品（試食等）費、送料、印刷費等）に係る一切の業務（費用）を含む。

(5) ノウフクGAP農産物等の価値向上・販路拡大等に向けたコンサルティング

(3)(4)で把握した評価結果やこれまでの知見を活用し、県内のGAP認証を取得または取得をめざす福祉事業所に対し、価値向上や販路拡大に向けてコンサルティング支援を行う。

※委託料には、コンサルティング（人件費、旅費等）に係る一切の業務（費用）を含む。

(6) 事業実施報告書の作成

- ・事業の実施内容を記載した事業実施報告書を作成すること。
- ・事業実施報告書は、正本1部、副本2部のほか電子データ（CD-ROM等）により提出すること。

(7) その他共通事項

- ・事例調査先、開発する商品の選定については、県と協議のうえ決定すること。
- ・その他知事が必要と認める事項。

3 契約上限額

金 2,073,632円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得

ない者でないこと。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 契約条件

- (1) 委託業務名 農福連携・GAP認証農産物の価値向上・販路拡大支援事業業務
- (2) 契約期間 契約の日から令和2年3月23日（月）まで
- (3) 委託業務の履行期間 令和2年3月23日（月）
- (4) 成果品 実施報告書（様式は契約時に指示する）
- (5) 成果品の提出期限 令和2年3月23日（月）

6 参加確認申請書の提出

- (1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）を作成・押印のうえ、1部提出すること。

(2) 提出期限等

企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参又は郵送で提出すること。（電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。）

提出期限は令和元年8月21日（水）15時必着とする。

郵送の場合は、電話にて提出先に到達を確認すること。

(3) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農産園芸課

電話 059-224-2543

7 企画提案コンペの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料の内容・資料を「農福連携・GAP認証農産物の価値向上・販路拡大支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおりとする。

- (1) 企画内容：提案の内容が、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。
- (2) 的確性：提案の内容が仕様書に合致し、福祉事業所と東京オリ・パラ関連企業や

首都圏等のホテル・レストラン等とのマッチングと三重県フェアの開催、首都圏等におけるマルシェの開催、ノウフクGAP農産物等の価値向上・販路拡大等に向けたコンサルティングの内容が具体的に記述されているか。

- (3) 専門性：福祉事業所と東京オリ・パラ関連企業や首都圏等のホテル・レストラン等とのマッチングと三重県フェアの開催、首都圏等におけるマルシェの開催、ノウフクGAP農産物等の価値向上・販路拡大等に向けたコンサルティング等について、豊富な知識を有しているか。
- (4) 実現可能性：スケジュールが的確に策定され、契約期間内に事業が実施できる内容となっているか。
- (5) 経済性：十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。
- (6) 実施体制：県等の関係機関、首都圏等の飲食店等と綿密に調整できる体制となっているか。また、資料や記録、報告書の作成等が十分に行える体制となっているか。

- ・企画提案書の提出期限は、令和元年8月27日(火) 15時必着（提出先：三重県農林水産部農産園芸課）とする。メール不可。
- ・提出された企画提案書等により、選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。
- ・随意契約は、見積書の提出により行う。

8 企画提案関係資料の提出

(1) 提出を求める企画提案関連資料

- 1) 企画提案申請書（第3号様式） 1部提出
- 2) 企画提案書（様式自由） 7部（正本1部、副本6部）提出
- 3) 費用内訳書（「消費税込み」か「外税」かを表記のこと）7部（正本1部、副本6部）提出
- 4) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し 1部提出

(2) その他

- ・企画提案に要する費用は、提案者負担とする。
- ・企画提案資料を郵送にて送付する場合は、必ず提出期限までに電話に担当課あて受理を確認すること。

9 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出すること。

(1) 提出方法

F A X (059-223-1120)

またはEメール (noukan@pref.mie.lg.jp) で受け付ける。

※電話での質問には、回答できないので注意すること。

(2) 提出期限

令和元年8月16日(金) 15時必着

(3) 回答

令和元年8月19日(月)までにEメール、FAXのいずれかにて回答する。また、受け付けたすべての質問及び回答については、県ホームページに掲載する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 見積書(別途指示する)
- (5) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載さ

れた金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）

(4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

1.2 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

1.3 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

1.4 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1.5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」（以下、「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1.6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1.7 その他

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- ・委託契約の支払いについては、原則委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。

- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

18 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部農産園芸課

電話 059-224-2543 FAX 059-223-1120 E-mail noukan@pref.mie.lg.jp

担当：磯崎、行方